

# 公 示 書

国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所における福利厚生施設（食堂）の営業を希望する者の公募を次のとおり公示します。

平成22年12月14日

国土交通省北陸地方整備局  
北陸技術事務所長 矢田 弘



## 1 対象業者

国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所において食堂の営業を希望する者

[1事業者]

## 2 対象施設

北陸技術事務所内「北陸研修所」

所在地 新潟市西区山田2310番地5

電 話 025(231)1281

食堂施設の使用面積 別紙1「施設概要」のとおり

## 3 業務期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で下記4による国有財産使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

なお、業務の開始時期については、変更もあり得る。

## 4 国有財産の使用許可

本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

## 5 申請書関係説明資料の交付期間、場所及び交付方法

平成22年12月14日（火）から平成22年12月24日（金）までの間に、北陸技術事務所総務課において書面により交付する（平日の9時から16時まで）。

## 6 申請書等についての個別説明

福利厚生施設の営業を希望する者は、申請書等についての個別説明を、下記のとおり行いますので、平成22年12月24日（金）17時までに、電話（025-231-1281）で日時を確認の上、必ず受けて下さい。

なお、個別説明を受けなかった者については、申請への参加は認めません。

## 記

- (1) 日 時 平成22年12月27日(月)～12月28日(火)  
9時から16時までの間
- (2) 場 所 北陸技術事務所 総務課

### 7 営業の条件

別紙2「営業条件」のとおり

### 8 提出書類

- (1) 北陸技術事務所における福利厚生施設営業申請書
- (2) 添付書類
- ① 会社概要(個人の方は市販の履歴書を添付)
  - ② 過去5年間の社会的信用失墜行為の有無
  - ③ 店舗別営業開始日一覧表
  - ④ 過去5年間の保健所等からの指摘事項及び改善措置状況
  - ⑤ 経営規模等調査票
  - ⑥ 納税証明書(法人の場合)法人税、消費税及び地方消費税(その3の3)  
(個人の場合)申告所得税、消費税及び地方消費税(その3の2)
  - ⑦ 法人の場合→商業登記簿謄本、個人の場合→身分証明書(市町村発行)
  - ⑧ 直近3期分の決算書 法人の場合→貸借対照表、損益計算書、利益処分書  
個人の場合→決算等財務状態が確認できる書類
  - ⑨ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し
  - ⑩ 提案書(A4判両面5枚以内)
- \* なお、詳細については個別説明時に行います。

### 9 申請書の提出期限、場所及び方法

平成23年1月11日(火)17時までに北陸技術事務所総務課に持参又は郵送(書留郵便のみとし、上記提出期限を必着とする)にて提出すること。

### 10 営業する者の決定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査の上、営業する者を決定します。

問い合わせ先：新潟市西区山田2310番地5  
北陸技術事務所総務課研修係  
電話025(231)1289

## 施 設 概 要

①北陸技術事務所内「北陸研修所食堂」

庁舎利用食数 年間 約6,000食

食堂等の使用面積 79.4㎡ (内厨房25.0㎡)

電力 100V及び200V

ガス 都市ガス

給排水施設 有り

②施設の配置「平面図」は、申請書関係説明資料に添付する。

## 営 業 条 件

## 【食堂】

項 目	営 業 条 件
施設の目的	北陸研修所の研修生、北陸技術事務所の職員及び来庁者の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスの提供のための施設である。
営業開始予定日	平成23年4月
営業日	「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く毎日とする。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、営業者において全責任を負うものとする。
契約期間	契約の期間は1年間とするが、5年を超えない範囲内で更新ができるものとする。
報告事項等	契約書(案)による。(申請書関係説明資料に添付する。)
提供価格	概ね定食(朝食400円、昼食500円、夕食600円)、麺類300円～400円程度を基準とすること。
庁舎への出入り等	庁舎管理規程に従うものとする。 研修所への立ち入りについては、機械警備が導入されており施錠解除時刻以前に入室する際は事前に連絡が必要となる。 施錠時間は、朝は6時まで、夜は23時からになる。
営業時間	朝食7:30～8:30 昼食11:45～13:30 夕食17:15～19:00 ただし、当方との打合せによって双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
サービス方法	セルフサービス方式とするが、別途提案は受け付ける。
精算方法	直接現金払、現金による食券を購入、その他のシステムを提案すること。
メニュー	米類及び麺類を含む和洋中を提供すること。 昼食時は、定食と麺類を提供すること。
備品類	食堂の厨房器具、テーブル及び椅子等の物品は、既存のものを有償貸付する。 その他運営上必要な備品類については、営業者が用意すること。(券売機を含む) 備品類の修理は、原則とし営業者において行うものとする。
消耗品類	貸与する備品類以外の鍋、釜、食器類その他必要な消耗品については、営業者が用意すること。
その他	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は営業者が行うものとする。 国有財産使用料は年額62万円程度、物品貸付料は年40万円程度を予定している。支払いは前金払いとする。また、別途国有財産法に基づく、使用許可を得る必要がある。 光熱水料については、応分の負担が必要である。 営業時間外において、職員から施設の使用申請があった場合は、業務に支障のない範囲で認めること。 上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

## 営業条件に係る補足説明事項

① 食堂経営は、研修生、職員及び来庁者の利便に資する目的をもって行うこと。
② 営業に当たっては、食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
③ 営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
④ 事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
⑤ 設備及び物品は善良なる管理者の注意義務で管理すること。
⑥ 営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については、職員及び来庁者等の利用しやすいものにする。
⑦ 従業員の身元保証、健康管理及び服務規律は、営業者の責任において行うこと。
⑧ 契約期限は1年とし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で契約の更新ができるものとするが、期限経過後は速やかに施設等の原状回復を行うこと。
⑨ 営業する者に貸与できる備品類の詳細については、個別説明時に行う。 備品類の修理等については、営業者において行うこと。
⑩ 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。